

第2節 特定小型原動機付自転車の保安基準の適用関係の整理

（特定小型原動機付自転車の保安基準）

第77条 特定小型原動機付自転車については、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、保安基準第3章第2節及び細目告示第3章第2節の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第91号）による改正前の保安基準第3章及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1289号）による改正前の細目告示第3章の規定に適合するものであればよい。